

千代田区再開発事業事前・事後評価制度検討委員会設置要綱

令和7年10月1日 7千環地ま発第91号

(目的)

第1条 再開発事業に係る事業効果及び地域社会への影響を当該再開発事業の事前及び事後に評価する制度（次条において「制度」という。）の創設に向けた検討を行うため、千代田区再開発事業事前・事後評価制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 評価に用いる評価項目、評価方法等の検討に関すること。
- (2) 評価の実施手順の策定に関すること。
- (3) その他千代田区長（以下「区長」という。）が制度の創設に必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する25名以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境まちづくり部地域まちづくり課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (令和7年10月1日 7千環地ま発第91号)

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。